休日(第35条)

使用者は毎週少なくとも1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません。

1. 毎週1休日の例



2. 4週4休の例





4週4休を採用する場合は、就業規則等により4週の起算日を明らかにし、またできるかぎり休日は特定してください。

休日の与え方

休 日 原 則 週1回 与え方 できるだけ特定するのが望ましい

休日 例外 4週4日 変形休日制 就業規則その他これに準ずるもので4週間の起算日を明らかにする

休日の意義等

休日原則暦日(午前0時~午後12時の継続24時間)の休み

休日 例外 継続24時間の休み 交替制勤務等 要件は次の・いずれにも該当

番方編成による交替制であることを就業規則で定め、制度として運営されていること。

各番方の交替が規則的に定められ、勤務割表等でその都度設定されるものでないこと。

休日とは、労働契約において労働義務がないとされている日をいいます。

休日とは、原則として暦日、すなわち午前0時から午後12時までの24時間をいいます。

午前 0 時から午後 12 時までの間に勤務しない場合が休日であり、所定休日とされている日でも前日の労働が延長されて午前 0 時を超えた場合などは、休日を与えたことになりません。

ただし、3 交替勤務表で暦日をまたがる勤務がある場合には、暦日休日制の原則を適用すると、1 週 2 暦日の休日を与えなければいけないこととなり、週休制をとった立法趣旨に合致しないこととなりますので、2 つの要件(上記参照)によって、継続 24 時間をもって休日とすることで差支えないとされています。

3. 振替休日と代休の相違点

項目	振 替 休 日	代 休
どんな場面に行わ	36 協定が締結されていない場合などに休	休日労働や長時間労働をさせた場合に、その代償と
れるか	日労働をさせる必要が生じたとき。	してほかの労働日を休日とするとき。
行われる場合の要	(1) 就業規則に振替休日を規定	特になし
件	(2) 4週4休の休日を確保した上で、振替	
	休日を特定	
	(3) 遅くても前日までに本人に予告	
振替後の休日また	あらかじめ使用者が指定します。	使用者が指定することもあるし、労働者の申請によ
は代休の指定		って与えることもあります。
賃 金	休日出勤日に通常の賃金を支払えばよ	休日出勤に割増賃金の支払いが必要です。代休日に
	く、振替休日に賃金を支払う必要はあり	賃金を支払うかどうかは就業規則の規定によりま
	ません。	₫。

なお、振替休日が週をまたがった場合、週の法定労働時間を超えて労働させた時間について時間外労働に係る割増賃金の支払 いが生じます。